

発委第 3 号

日出町議会基本条例の一部改正について

日出町議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日 提 出

議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

日出町議会基本条例の一部を改正する条例

日出町議会基本条例（平成 2 7 年日出町条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

目次中「最高規範」を「最高規範性」に改める。

第 6 条第 1 項中「定例会又は臨時会の会議（以下「本会議」という。）」を「本会議」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（広報広聴活動の充実）

第 9 条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるとともに、町民の意見、要望等を把握するために広聴活動に努めなければならない。

2 議会は、情報発信の一つとして、日出町議会報（以下「議会だより」という。）の年 4 回以上の発行を行うものとする。

3 議会だよりは、日出町議会委員会条例（昭和 5 1 年日出町条例第 1 8 号）

第2条第4号に規定する広報広聴常任委員会の委員が自ら編集を行うものとする。

第13条中「日出町総合計画を策定又は改定すること」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 日出町総合計画の策定、変更又は廃止
- (2) 町民憲章の制定又は改廃
- (3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

第18条の見出しを「（議会活性化の推進）」に改め、同条中「ため、議会に議会活性化特別委員会を置く」を「ものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の日出町議会基本条例第9条及び第18条の規定は、公布日以後初めてその期日が告示される一般選挙により選出された議員の任期の起算日から適用し、当該起算日前については、なお従前の例による。

理 由

議会の議決すべき事件の追加及び委員会の再編に伴い、条例を改正したいので提出する。